

### 《目次》

1. 消費者機構日本 第3回臨時総会 開催報告
2. ㈱ワールドアベニューに対する差止請求訴訟 和解のご報告
3. 三井ホームエステート㈱に対する差止請求訴訟(控訴審)  
第2回期日 傍聴及び説明会のご案内
4. 健康食品の広告表示に関する消費者委員会ヒアリングへの対応
5. 第15回消費者志向経営セミナーが開催されました！
6. 他の適格消費者団体のホームページ更新状況

### 1. 消費者機構日本 第3回臨時総会 開催報告

～表決権等に係る定款変更が承認され、河野康子さんが理事に補充選任されました！～

消費者機構日本は、正会員の表決権を平等にする等の定款変更を実施し、消費者庁長官に就任のため理事を辞任された阿南 久氏の後任理事を補充選任するため、去る10月18日(木)に第3回臨時総会を開催しました。臨時総会は、第5回理事会に先立って短時間で開催され、表決権等に係る定款変更を承認するとともに、新たに河野康子氏(全国消費者団体連絡会事務局長)を理事に補充選任しました。

以下に、臨時総会の概要についてご報告いたします。

【日時】 2012年10月18日(木) 18時30分から18時50分

【会場】 主婦会館プラザエフ 5階会議室

【成立状況】 下表のとおり(表決権総数150の過半数を大きく超え、総会は成立)

	表 決 権 数	実出席表決権	書面表決権数	委任表決権数	出席表決権数
団体正会員A	15	10	5	0	15
団体正会員B	7	0	7	0	7
個人正会員	128	14	93	1	108
合 計	150	24	105	1	130

## 【議 題】

- 第 1 号議案 正会員の表決権等に係る定款変更承認の件  
第 2 号議案 理事の補充選任の件

## 【議事概要】

冒頭、狩野拓夫副理事長が 18 時 30 分現在の出席状況（表決権総数 150 個のうち出席表決権総数が 127 個）を報告、総会の成立と開会を宣言し、定款第 30 条に基づく議長発議を行い、芳賀唯史理事長が議長に就任した。

続いて、青山 侑会長が、今総会の目的は、定款変更と理事の補充選任にあるが、定款変更の背景には NPO 法における寄附税制の進化があることを踏まえておく必要がある旨の開会挨拶を行った。その後、議長より定款第 34 条に基づく議事録署名人として個人正会員の矢野洋子氏を提案し、異議なく承認され、議事に入った。なお、議事は、第 1 号議案・第 2 号議案を一括して提案し、質疑を行い、議案ごとに採決を行った。



《開会挨拶をする青山 侑会長》

## 【議案提案】

磯辺浩一専務理事より、資料に基づき、概要以下の提案を行った。

### (1) 第 1 号議案 正会員の表決権等に係る定款変更承認の件

改正 NPO 法では、認定 NPO 法人の認定基準として「各社員の表決権は平等であること」が定められている。消費者機構日本は、2011 年 1 月に国税庁長官による認定 NPO 法人の認定（旧認定）を受けているが、改正 NPO 法に基づき、新たに東京都から認定 NPO 法人の新認定を受けるには、団体正会員の表決権を 5 個とし、団体正会員 B・個人正会員の表決権を 1 個とする現行の定款規定を変更し、正会員の表決権を平等にしておくことが必要となる。そのため、表決権等に係る所要の定款変更を実施し、新認定 NPO 法人への申請準備に入りたい。



《議長の芳賀理事長と提案する磯辺専務》

なお、団体正会員 A の表決権を 5 個とした趣旨は、設立の中心となった 3 団体が情報面や運営・財政面で責任をもちあうことを明確にすることにあり、表決権を平等にした場合も、引き続き中心的に支えていただくようお願いしたい。

定款変更の内容は、議案書の新旧対照表のとおり。表決権に係る文言を全体的に変更する必要があることから、変更箇所は、第 28 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条となる。また、一部、破産法改正を受けた文言変更や誤記修正もある。

### (2) 第 2 号議案 理事の補充選任の件

阿南 久氏が消費者庁長官に就任され、本年 8 月 9 日付けで辞任届をいただいたので、理事の補充選任を行いたい。候補者の河野康子氏の略歴は、議案書記載のとおり。現在、阿南 久氏の後任として全国消費者団体連絡会事務局長を務められており、引き続き、全国消費者団体

連絡会から理事を選任したい。

なお、今臨時総会の補充選任による任期は、定款第 20 条第 2 項により、前任者の任期の残存期間、第 10 回通常総会開催日までとなる。

#### 【議案質疑】

第 1 号議案に関し、以下の質疑が行われた。 …●質問・意見、○回答

- 変更案の定款第 31 条では「総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない」とあるが、この正会員には書面や委任による出席者も含まれるのか。含まれるとすると、そのことは定款上どこに規定されているのか。
- 定款第 33 条第 3 項は「やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる」と規定しており、その第 4 項では「前項の規定により表決した正会員は、第 31 条（中略）の適用については、総会に出席したものとみなす」と規定している。これによって書面表決者、委任表決者も出席正会員となる。

#### 【議案採決】

議長より、18 時 44 分現在、表決権総数 150 個中、実出席表決権数 24 個、委任表決権数 1 個、書面表決権数 105 個、以上合計の表決権総数 130 個が出席し、定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入った。採決結果は以下のとおり。

- 第 1 号議案は、挙手全員賛成、書面表決 105 個のうち賛成が 105 個、あわせて出席総表決権数の 3 分の 2 を大きく超えており、定款第 60 条に基づき可決・承認された。
- 第 2 号議案は、挙手全員賛成、書面表決 105 個のうち賛成が 105 個、あわせて出席総表決権数の過半数を大きく超えており、定款第 32 条に基づき可決・承認された。なお、議長より「本日、理事候補者の河野康子氏はご欠席ですが、あらかじめ理事就任承諾書を提出いただいております」との報告がなされた。

以上の議事終了後、議長より退任挨拶があり、18 時 50 分に本臨時総会を終了した。

(以上)

## 2. (株)ワールドアベニューに対する差止請求訴訟 和解のご報告

(株)ワールドアベニューの

海外留学プログラム契約の取消料が一部改善されました!

差止請求訴訟での  
裁判上の和解結果のご報告

留学斡旋事業者の「株式会社ワールドアベニュー（以下「当該事業者」という）」に対して、適格消費者団体の「消費者機構日本（以下「当機構」という）」は 2011 年 9 月 14 日に差止請

求訴訟を提起し、2012年11月5日に裁判上の和解が成立しました。

同裁判上の和解の結果、当該事業者の海外留学プログラム約款が改定され、「海外留学プログラム契約を海外出発日以前に解約した場合の『取消料』」が次のとおり一部改善されました。

### 裁判上の和解内容【取消料の改善内容】

当該事業者では、海外留学プログラム契約を出発日以前に解約した場合の『取消料』を、留学業務取扱料金（申込金）に対する割合により7区分で設定されています。その内、「ハ」の「**契約成立日から31日目で、留学業務取扱料金（申込金）の30%を取消料とする設定**」が、「**契約成立日から61日目で30%の取消料**」へ改善されました。この結果、「契約成立日から60日目までは取消料が10%以内」となりました。

（※「留学業務取扱料金」は、当該事業者が留学先学校の選定と入学手続きや滞在先手続き及び各種アドバイス等を行う業務対価であり、実際に留学する際には、その他に留学先学校への学費や滞在先費用等の留学費用が必要となります。）

### <2012年11月5日改定後の海外留学プログラム約款のキャンセル条項に基づく取消料>

★約款では、留学業務取扱料金に対する返還額を定めているため、割合の記載が異なります。

プログラム区分 と内容	留学業務 取扱料金 (単位:円)	取 消 料 (留学業務取扱料金に対する割合で設定)						
		契約成立日から起算			出発日の前日から起算			
		～ 8 日目 (イ)	9 日目 以降 (ロ)	61 日目 以降 (ハ)	90 日目 以降 (ニ)	60 日目 以降 (ホ)	30 日目 以降 (ヘ)	7 日目 以降 (ト)
A 小・中・高校・短 大・専門・資格 取得・大学・大学 院 留学等プログラム	94,500 ～262,500	0%	10%	30%	50%	70%	80%	100%
B 海外インターンシップ プログラム	52,500 ～315,000							
C 学生ビザ対象の 語学研修プログラム	73,500							
D ワーキングホリデー プログラム	52,500							
E 観光ビザ対象の 短期留学プログラム	31,500							

※「イ」はトの場合、「ロ」はハ～トの場合、「ハ」はニ～トの場合、「ニ」はホ～トの場合、「ホ」はヘ～トの場合、「ヘ」はトの場合をそれぞれ除く。

★その他留学代金については海外受入機関の規定に基づく解約料金を差し引き返金される。

以上

経過ならびに、和解条項の詳細は、下記ホームページを参照ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_121107\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121107_01.html)

### 3. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟(控訴審)

## 第2回期日 傍聴及び説明会のご案内

消費者機構日本の三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の控訴審が、東京高等裁判所で行われています。

本件訴訟(控訴審)の第2回期日が下記要領で開催されますので、ご案内いたします。是非、傍聴をご検討ください。また、第2回期日終了後には当日の裁判内容に関する説明会を開催いたします。

#### <第2回期日について>

◇日 時：11月20日(火) 午後2時00分～

◇場 所：東京高等裁判所第7民事部 511号法廷

※同法廷は、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の5階にあります。

#### <説明会について>

第2回期日終了後、当日の裁判内容に関する説明会を開催します。当機構の訴訟代理人から控訴人(当機構)、被控訴人(三井ホームエステート(株))の両当事者の主張等を、わかりやすく説明していただきます。説明会の日時、場所は下記のとおりです。

◇日時：11月20日(火) 第2回期日終了後(午後2時30分ごろ開始予定)

◇会場：東京弁護士会 会議室の予定

※弁護士会館は東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎(法務省合同庁舎C棟)の横の建物です。裁判終了後、会議室に移動していただきます。

#### <傍聴及び説明会への参加について>

第2回期日の傍聴及び説明会への参加について、事前に人数を確認させていただきたいと思います。傍聴・説明会への参加を希望の方は、下記①～③について、当機構の事務局宛(メ-ル[saitou@coj.gr.jp](mailto:saitou@coj.gr.jp)、FAX03-5216-6077)に、11月16日(金)までにご連絡ください。

①所属

②お名前

③電話番号・メールアドレス

## 4. 健康食品の広告表示に関する消費者委員会ヒアリングへの対応

第102回消費者委員会が、去る10月16日に「健康食品について」をテーマに開催され、消費者機構日本の磯辺専務理事がヒアリングを受けました。

消費者委員会では、この回から数回の委員会で、健康食品のあり方について、論点ごとに有識者や関係団体との意見交換を行い、その論点を踏まえ、消費者委員会としての見解をとりまとめる意向です。論点としては、①表示・広告規制に係る法執行力のあり方、②安全性に関する規制・制度のあり方、③機能性表示のあり方の3つが示されています。

第102回消費者委員会は、このうちの「表示・広告規制に係る法執行力のあり方」について検討を行い、消費者機構日本の磯辺専務理事は、健康増進法への差止請求権の導入について意見表明を行いました。詳しくは、下記の意見書をご参照ください。

なお、当日の委員会議事録が既に公表されておりますので、他の意見についてもご参照いただ

ければ幸いです。

議事録は下記から…

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2012/102/gijiroku/index.html>

## 健康増進法への差止請求権の導入に関する意見

2012.10.15.

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
専務理事 磯辺浩一

### 1. 意見

健康増進法への差止請求権導入について、検討をすすめるべきと考えます。

### 2. 理由

「いわゆる健康食品」において、食品に含有される成分の機能性が十分に立証されていないにもかかわらず、体験談を多数掲載するなど広告総体として特定の効果を期待させるような広告が行われています。

このような事案に対しては、健康増進法第32条の2（誇大広告の禁止）ならびに、同法の適用について定めたガイドラインによって適切な対応ははかられる必要があります。しかしながら、実際に同法で勧告された事例はいまだありません。指導の事例はありますが、類型的な公表しか行われていないため、消費者にとっては自分が購入している「いわゆる健康食品」に関する指導があったとしても、その指導内容をふまえての選択ができません。（資料1参照）

同法に差止請求権が導入されれば、行政機関に加え民間の組織である適格消費者団体が事業者に対する是正申し入れ等を行うことが出来るようになり、行政機関の努力に加え、健康増進法にもとづく事業者の行為是正がより進展することが期待できます。

また、差止請求の結果は公表することが努力義務とされており（消費者契約法第27条）健康増進法の適用についてより透明性が高まり、消費者の選択にも資することが期待されます。

なお、景品表示法では、優良誤認表示と有利誤認表示について適格消費者団体の差止請求権が認められています。それとの比較で言っても「著しく事実に相違する表示」や「著しく人を誤認させるような表示」（健康増進法32条の2）については、当然、適格消費者団体に差止請求権が認められてしかるべきです。

### 3. 差止請求権導入にあたって、検討を求めたい事項

#### (1) 不実証広告規制の規定の新設と差止請求への適用を

すでに差止請求権が認められている景品表示法において、優良誤認の差止請求の件数は非常に少ない現状があります。この一因として、不実証広告規制（景品表示法第4条第2項）が、適格消費者団体による差止請求には適用されていない点があると考えられます。つまり、適格消費者団体が優良誤認にもとづく差止請求を行おうとすると「実際のものよりも著しく優良である」等の点について、適格消費者団体みずから立証しなければならず、この壁を超えるのがなかなか困難です。

健康増進法には、不実証広告規制の規定は存しませんが、行政機関による執行を容易にするためにも、同様の規定を置くべきと考えます。あわせて、その規定を適格消費者団体による差止請求にも適用することを求めるものです。

#### (2) 平成15年8月29日付ガイドラインの見直しについて

現行のガイドラインにおいては、『著しく事実に相違する表示』及び『著しく人を誤認させるような表示』に関する規定（第2 法第32条の2の規定により禁止される広告等 3 禁止の対象となる「著しく事実に相違する表示」及び「著しく人を誤認させるような表示」）が厳格であり、「いわゆる健康食品」における、食品に含有される成分の機能性が十分に立証されていないにもかかわらず、体験談を多数掲載するなど広告総体として特定の効果を期待させるような広告への対応を難しくしていると考えられます。例えば、下記のような点について、再検討が必要と考えます。

##### ① 「著しく」について

「例えば一般消費者が広告等書かれた事項と摂取した場合に実際に得られる真の効果との相違を知っていれば、『当該食品を購入することに誘い込まれることはない』等の場合」とされています。これでは、「真の効果」が立証できなければ「著しく」と判断することができなくなってしまいます。実態は、そもそも機能性があることが十分に立証されていない成分を含むものが「いわゆる健康食品」として流通しており、これらに適切な表示を求める観点から考えると、ガイドラインの表記は、「広告等書かれた事項について、摂取した場

合に得られる効果が十分に立証されていないことを知っていれば」といった表現が妥当と考えます。

## ② 「事実と相違する」について

(イ)「例えば、十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、『3ヶ月間で〇キログラムやせることが実証されています。』と表示する場合」といった例示があります。これだと、具体的(定量的)な効果ではなく抽象的(定性的)な効果をうたった場合に対象にならないとも読めます。よって、現在の表記に加え、「**十分立証されていないにもかかわらず、痛みが軽減されるとか、動きがスムーズになるとか、肌がうるおう等といった感覚的な効果を表示する場合**」を追記すべきと考えます。

(ロ)「体験談を捏造等し」といった例示では、捏造していることが要件になっているように受け止められかねません。現在の表記に加え「**または、利用者の中の効果を感じた人の割合を一定の規模において調査し、その結果を記載することなく、個別の体験談等を表示する等し**」と追記すべきと考えます。

## ③ 『人を誤認させる』について

「健康増進法に關し、メリットとなる情報を断定的に表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報が表示されておらず」という例示については、「**健康増進法に關し、メリットとなる情報を直接的か間接的を問わず表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報が表示されておらず**」といった表記に改めるべきです。

## (3) 行政機関と適格消費者団体との情報面での提携を

健康増進法にもとづく事業者への指導・勧告を行う消費者庁食品表示課と同法にもとづく差止請求を行う適格消費者団体の間では、それぞれがどのような事案を検討しているかについて、日常的な情報交換が行われることが望ましいと考えます。それぞれの取り組みの重複をさけるとともに、法令適用の考え方に大きな齟齬をきたさないようにすることが必要と考えられるからです。

また、適格消費者団体のこれまでの活動分野から考えて、「いわゆる健康食品」についての情報提供が集まるとは考えにくく、その情報収集力を補完する意味からは、適格消費者団体と保健所との情報交換なども制度的に位置付けられると、いっそう効果的と考えられます。

## 4 最後に

健康増進法による誇大表示の規制は、一義的には行政機関で行うべきものであり、これまで以上に積極的な運用を行い、消費者の選択の権利が確保されるような市場環境整備に尽力いただきたいと考えます。

以上

## 5. 第15回消費者志向経営セミナーが開催されました！

第15回消費者志向経営セミナーは、去る10月11日(木)午後、「特定商取引法・景品表示法などの法執行と事業者指導の実情を知る」と題し、45社(団体)57名の参加を得て、盛会裏に開催されました。

今回のセミナーは、設置以来3年が経過する消費者庁から、この間の特定商取引法・景品表示法等をめぐる法執行と事業者指導の状況について、事例を示しながら根拠となった法規定とその解釈等についてご講演をいただき、事業者の皆様にもどのような事案が違法行為あるいは不適切行為となるかについての理解を深めていただくことを目的に開催したものです。併せて、特別講演として、法案化作業が続く「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についても、事業者からの懸念事項を中心に消費者庁としての考え方を解説いただき、事業者の皆様にも制度の意義と必要性について考えていただくことも目的としました。

以下にその開催概要を報告します。なお、今回のセミナーは(公益社団法人)日本通信販売協会の後援を得て開催されました。

1. 日 時 2012年10月11日(木) 13時30分～17時00分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 3階「コスモス」
3. テー マ 特定商取引法・景品表示法などの法執行と事業者指導の実情を知る
4. 参加者 45社57名
5. 運営次第

13:30～13:35 開会挨拶  
13:35～14:30 講演1「特定商取引法の法執行状況と事業者指導の特徴的事例」  
…消費者庁 取引対策課 企画官 鈴木幸浩 様(講演40分、質疑15分)  
14:30～15:25 講演2「景品表示法の法執行状況と事業者指導の特徴的事例」  
…消費者庁 表示対策課 課長補佐 松本直樹 様(講演40分、質疑15分)  
15:25～15:35 <<休憩>>  
15:35～16:05 報告「消費者機構日本の差止請求活動の状況と特徴的事例」  
…消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一(報告20分、質疑10分)  
16:05～16:55 特別報告「『集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案』について」  
…消費者庁 消費者制度課 課長補佐 松田知文 様(講演35分、質疑15分)  
16:55～17:00 閉会挨拶

#### 6. 運営まとめ

今回のセミナーには、(公社)日本通信販売協会のご後援をいただいたこともあって、通信販売事業者や訪問販売事業者から多数(45社57名)ご参加いただきました。はじめて当機構のセミナーに参加された企業が多いことも特徴です。

ご講演では、消費者庁(取引対策課・表示対策課・消費者制度課)から貴重なレジュメをご用意いただき、講演1(取引対策課)、講演2(表示対策課)では、法の趣旨や法執行の基本視点を具体的な事例を交えながら詳しくご説明いただき、また、会場からの質問にも丁寧に応えていただきました。これによって、参加者の皆様には、より身近に問題の所在を把握いただき、法遵守への理解を促進させる格好の機会となったのではと思われます。

また、特別講演(消費者制度課)では、現在、法案化作業が進められている「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」の要点に関連して、主として事業者サイドからだされている意見・要望に対して懇切丁寧に考え方を説明いただきました。これによって、制度創設の経緯や目的、今後の制度創設に向けての論点の所在とその解決方向などについて、はじめてこれを知った参加者にもつまびらかにすることができたのではと思われます。

以上によって、今回のセミナーは、ほぼ所期の開催目的を達成することができたと思われま



(講演1の鈴木企画官)



(講演2の松本課長補佐)





(特別講演の松田課長補佐)



(熱心に講演を聴く参加者の皆さん)

(以上)

## 6. 適格消費者団体のホームページより <10月4日~11月12日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報=申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
<b>《消費者支援ネット北海道》</b> <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
<b>《埼玉消費者被害をなくす会》</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<input type="checkbox"/> 10月22日 探偵社 株式会社MRに対し差止請求訴訟を提起しました！ <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/121022_01_01.pdf">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/121022_01_01.pdf</a>
<b>《消費者機構日本》</b> <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	<input type="checkbox"/> 11月9日 (株)ワールドアベニューの 海外留学プログラム契約の取消料が一部改善されました！ <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121107_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121107_01.html</a>
<b>《全国消費生活相談員協会》</b> <a href="http://www.zenso.or.jp/index.html">http://www.zenso.or.jp/index.html</a>	<input type="checkbox"/> 10月10日 以下2件の結婚式場と披露宴契約の不当条項が是正されました！ 「株式会社ポジティブドリームパーソンズ」 「株式会社 Wedding Dreamer」 <a href="http://www.zenso.or.jp/files/pdp121010.pdf">http://www.zenso.or.jp/files/pdp121010.pdf</a> <a href="http://www.zenso.or.jp/files/wd121010.pdf">http://www.zenso.or.jp/files/wd121010.pdf</a> <input type="checkbox"/> 10月17日 (公社)日本ブライダル文化振興会宛にモデル約款に対する要望書を出しました。 <a href="http://www.zenso.or.jp/files/yobosho201210.pdf">http://www.zenso.or.jp/files/yobosho201210.pdf</a>

<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》  <a href="http://www.a-c-net.com/">http://www.a-c-net.com/</a></p>	<p>□10月23日  ファミリーレストラン「ガスト」における深夜加算料金の課金システムに関する問合せ  <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei/skyra-ku/2012.10.22.to.pdf">http://www.a-c-net.com/topics/zesei/skyra-ku/2012.10.22.to.pdf</a></p> <p>□10月23日  株式会社メイション「スマ婚」ページのサービス料金に関する再々申入れ  <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei/meisyon/2012.10.22.mo.pdf">http://www.a-c-net.com/topics/zesei/meisyon/2012.10.22.mo.pdf</a></p> <p>□10月23日  アマゾンジャパン(株)に対し、通信販売サイト利用規約ある返品方法について差止請求書を送付  <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei/amazon/2012.10.22.sa.pdf">http://www.a-c-net.com/topics/zesei/amazon/2012.10.22.sa.pdf</a></p> <p>□10月29日  株式会社メモリアの「ハートフルメンバーズ」と題する会員規約に関する再申入れ  <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei/memoria/2012.10.29.mo.pdf">http://www.a-c-net.com/topics/zesei/memoria/2012.10.29.mo.pdf</a></p> <p>□10月29日  株式会社ドリームゾーンの動画プロフィール作成契約書と題する会員契約の是正申入れ  <a href="http://www.a-c-net.com/topics/zesei/dreamzone/2012.10.29.mo.pdf">http://www.a-c-net.com/topics/zesei/dreamzone/2012.10.29.mo.pdf</a></p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》  <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>	<p>※この期に公表された情報はございません。  これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》  <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>□10月4日  Kc's が国土交通省に要望していた関西鉄道各社の定期券中途解約期間が改善されました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000301">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000301</a></p> <p>□10月9日  美術通信教育講座を運営する講談社フェーマススクールズに対して契約書の一部差止を求めて、大阪地方裁判所に差止訴訟を提起しました！  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000302">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000302</a></p> <p>□10月16日  スルガ銀行株式会社より住宅ローンの繰上げ返済額シミュレーションソフトの運用を開始したとの連絡がありました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000302">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000302</a></p> <p>□10月23日  NTT西日本が提供している光回線を利用した「フレッツ光」に関する契約について「要請終了のご通知」を送付しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000309">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000309</a></p> <p>□10月23日  東京リバブル(株)の賃貸借契約書の検討及び意見交換の結果について公表  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000307">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000307</a></p> <p>□10月23日  居宅等の賃貸借仲介業者「株式会社エイブル」の賃貸借契約書の検討及び意見交換の結果について公表  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000306">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000306</a></p> <p>□10月23日  株式会社アパマンショップホールディングスの賃貸借契約書の検討及び意見交換の結果について公表  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000305">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000305</a></p>

	<p>□10月24日 貸衣装業者の富久屋マネジメント㈱に「申入れ及び要請書」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000305">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000305</a></p> <p>□10月24日 貸衣装業者の㈱レンタルブティックひろの契約条項について申入れ活動を再開する旨の「ご連絡」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000310">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000310</a></p> <p>□10月31日 通貨選択型投資信託を運用する会社15社に対して申入れを送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000313">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000313</a></p> <p>□11月12日 賃貸住宅会社の(株)明来に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の判決言渡しがあり、一部差止が認められました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000320">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000320</a></p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>□10月4日 学校法人金澤学園訴訟第2回期日の結果報告 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/topics/20121004_01.html">http://oita-shohisyanet.jp/topics/20121004_01.html</a></p>

(以上)